

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3月27日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「追加表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前			
（病院の内部組織の設置） 第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、センター、室、部及び課を置き、これらの事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。				（病院の内部組織の設置） 第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、センター、室、部及び課を置き、これらの事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。			
鳥取県立中央 病院	医療局	内科	内視鏡室	鳥取県立中央 病院	医療局	内科	
			化学療法室			精神科	
		神経内科				神経内科	
		心臓内科				呼吸器科	
		外科				消化器科	
		略				循環器科	
		心臓血管外科				小児科	
		脳神経外科				外科	
		小児外科				整形外科	
		整形外科				形成外科	
		形成外科				脳神経外科	
		精神科				略	
		小児科				心臓血管外科	
						小児外科	

	検査科
	略
医療技術局	略
	栄養管理室
略	
事務局	略
	管財課
略	
医療情報管理室	
地域医療連携室	

(病院の所掌事務)

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

医療局	診療科	1～5 略 6 その他医療に必要な事項に関すること。
	健診室	1及び2 略 3 健診室の管理に関すること。 4 略
略		
	集中治療室	1及び2 略

	検査科
	総合健診センター
	略
医療技術局	略
	栄養管理室
	地域医療連携室
略	
事務局	略
	管財課
	医事課
略	
医療情報管理室	

(病院の所掌事務)

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

医療局	診療科	1～5 略 6 その他医療に必要な事項に関すること。
	救命救急センター	1 救命救急医療に関すること。 2 救命救急センターの管理に関すること。 3 その他救命救急医療に必要な事項に関すること。
	周産期センター	1 周産期救急医療に関すること。 2 周産期センターの管理に関すること。 3 その他周産期救急医療に必要な事項に関すること。
	腎センター	1 腎不全医療に関すること。 2 腎センターの管理に関すること。 3 その他腎不全医療に必要な事項に関すること。
	総合健診センター	1及び2 略 3 総合健診センターの管理に関すること。 4 略
略		
	集中治療室	1及び2 略

		3 その他集中治療に必要な事項に関すること。
	略	
医療技術局	栄養管理室	1及び2 略 3 給食用器機器具の管理に関すること。
略		
事務局	略	
	経営課	1～8 略 9 医療機器の保守点検に関すること。
	医事課	1 患者の受付及び入退院事務に関すること。 2 医療扶助に関すること。 3 社会保険に関すること。 4 医療費の請求事務に関すること。 5 診断書及び各種証明書等の発行及び保管に関すること。 6 医事に関する各科、各病棟等との連絡調整に関すること。
略		
	管財課	1～5 略 6 医療機器の保守点検に関すること。

		3 その他集中治療に必要な事項に関すること。
	地域医療支援室	へき地の医療支援に関すること。
	略	
医療技術局	栄養管理室	1及び2 略 3 給食用器機器具の管理に関すること。
	地域医療連携室	1 地域における医療機関との連携に関すること。 2 医療社会事業に関すること。 3 地域医療連携室の管理に関すること。
略		
事務局	略	
	経営課	1～8 略 9 医療機器の保守点検に関すること。
略		
	管財課	1～5 略 6 医療機器の保守点検に関すること。
	医事課	1 患者の受付及び入退院事務に関すること。 2 医療扶助に関すること。 3 社会保険に関すること。 4 医療費の請求事務に関すること。 5 診断書及び各種証明書等の発行及び保管に関すること。

略		
医療情報管理室	1～5 略	
	6 <u>患者の受付及び入退院事務に関すること。(鳥取県立厚生病院に限る。)</u>	
	7 <u>医療扶助に関すること。(鳥取県立厚生病院に限る。)</u>	
	8 <u>社会保険に関すること。(鳥取県立厚生病院に限る。)</u>	
	9 <u>医療費の請求事務に関すること。(鳥取県立厚生病院に限る。)</u>	
	10 <u>診断書及び各種証明書等の発行及び保管に関すること。(鳥取県立厚生病院に限る。)</u>	
	11 <u>医事に関する各科、各病棟等との連絡調整に関すること。(鳥取県立厚生病院に限る。)</u>	
救命救急センター	1 救命救急医療に関すること。	
	2 救命救急センターの管理に関すること。	
	3 血液透析、急性腎不全等の医療に関すること。	
	4 その他救命救急医療に必要な事項に関すること。	
周産期母子センター	1 周産期救急医療に関すること。	
	2 周産期母子センターの管理に関すること。	
	3 その他周産期救急医療に必要な事項に関すること。	
地域連携センター	1 へき地の医療支援に関すること。	
	2 地域における医療機関との連携及び支援に関すること。	
	3 医療社会事業に関するこ	

		6 医事に関する各科、各病棟等との連絡調整に関すること。
略		
医療情報管理室	1～5 略	

	と。 4 がん相談支援に関する こと。 5 地域連携センターの管理 に関すること。		
女性職員支援室	1 女性職員の勤務環境等の 改善に関すること。 2 女性職員の相談支援に関 すること。 3 病児病後児の院内保育に 関すること。 4 女性職員支援室の管理に 関すること。		
地域医療連携室	1 地域における医療機関と の連携に関すること。 2 医療社会事業に関するこ と。 3 地域医療連携室の管理に 関すること。		

(職制)

第7条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、地域医療連携室、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、中央材料滅菌室及びがん相談支援室に副室長を、地域連携センターに副センター長を置くことができる。

6及び7 略

(職制)

第7条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全・感染防止対策室、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室及び中央滅菌材料室に副室長を置くことができる。

6及び7 略

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。